

令和3年11月30日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 原 弘憲
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 高澤 有美
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和3年10月分)について

令和3年10月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和3年10月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和3年10月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和3年度に発生した事務処理誤りが33件、令和2年度が23件、令和元年度が9件、平成30年度が7件、平成29年度が5件、平成28年度以前が31件、合計108件（市区町村において発生した11件、委託業者等が発生させた11件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な93件について、一覧で事象をお示ししています。

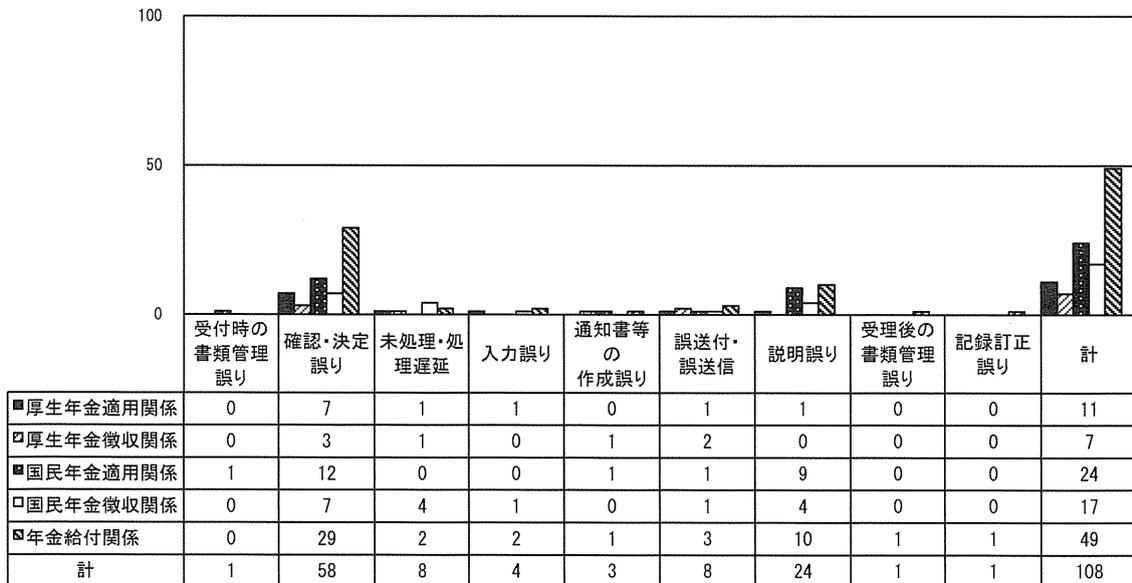
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
件数	21	0	0	0	2	1	3	4(2)	0	5(2)	7(2)	9(1)	23(6)	33(9)	108(22)
割合	19.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.9%	2.8%	3.7%	0.0%	4.6%	6.5%	8.3%	21.3%	30.6%	100.0%

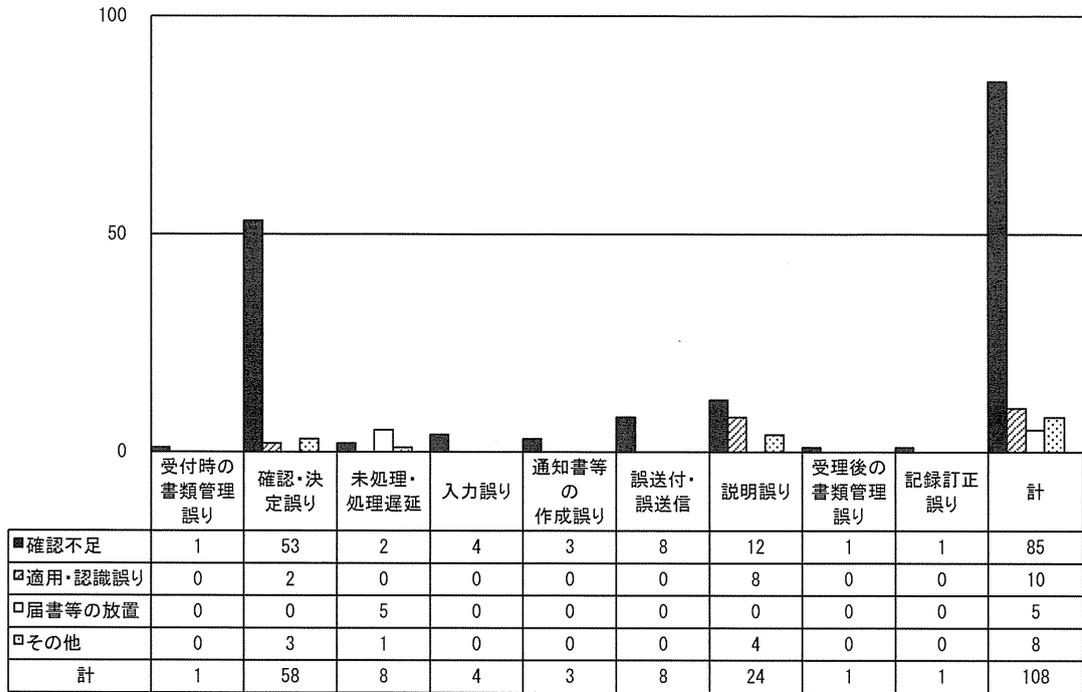
← 社会保険庁時代 →
時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

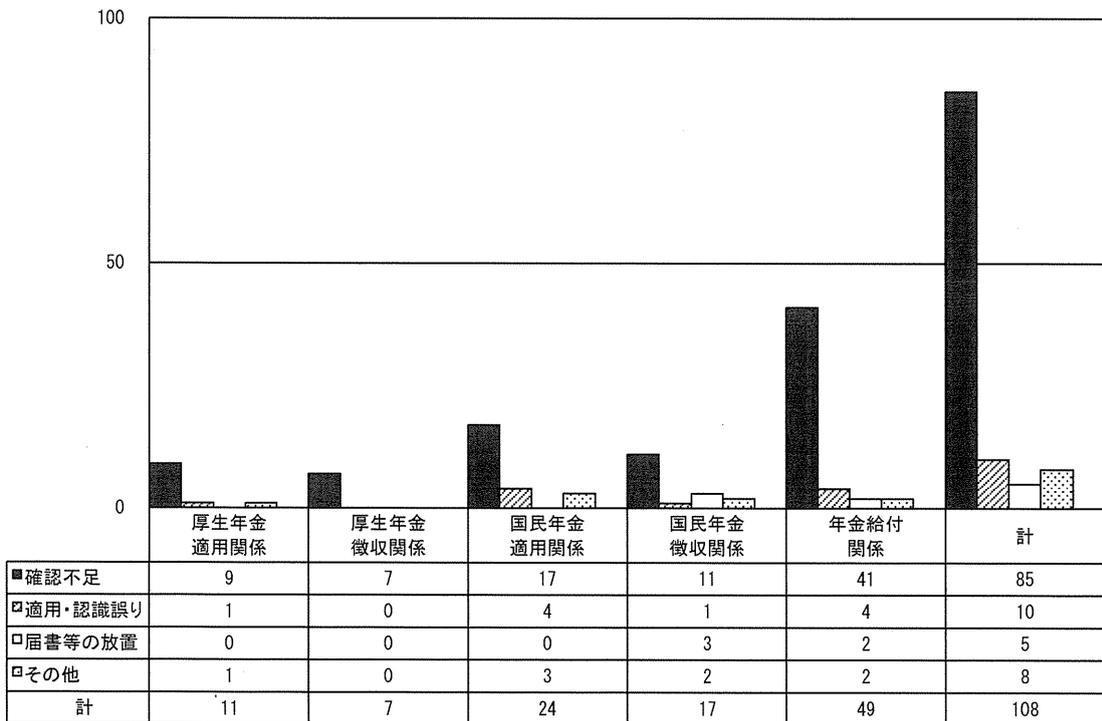
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



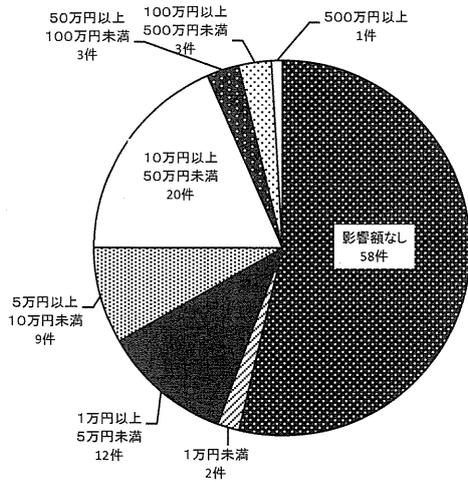
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

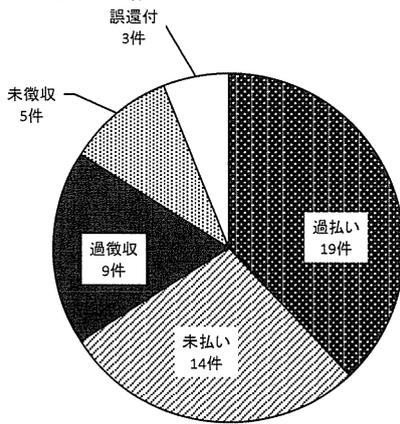


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		7	6	18	10	17	58
1万円未満		0	0	0	1	1	2
1万円以上 5万円未満		2	0	1	3	6	12
5万円以上 10万円未満		0	1	1	0	7	9
10万円以上 50万円未満		2	0	4	3	11	20
50万円以上 100万円未満		0	0	0	0	3	3
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	3	3
500万円以上		0	0	0	0	1	1
計		11	7	24	17	49	108

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	19件	3,340,322	175,806
未払い	14件	13,455,283	961,091
過徴収	9件	1,890,837	210,093
未徴収	5件	618,093	123,618
誤還付	3件	279,420	93,140
計	50件	19,583,955	391,679

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	68件	63.0%
外部	40件	37.0%
計	108件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和3年11月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,515件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	91件	2,047万円	5,761件	15.3億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	22件	3,912万円	1,708件	14.6億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	4件	614万円	364件	9,864万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	181万円	142件	2,109万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	7件	734万円	24件	8,155万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	7件	32万円	707件	1.2億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	328件	5,225万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	2件	166万円	39件	5,563万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	3件	14万円	1,708件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	26万円	35件	2,135万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	25件	2,288万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	0件	0円	2,147件	22.5億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	2件	26万円	83件	669万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	48件	1.1億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	29件	1,656万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	67件	4,915万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	65件	1.9億円	327件	15.3億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	33件	439万円	25,040件	21.4億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	39件	2,986万円	838件	11.1億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	21件	1.0億円	903件	51.9億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	91件	565万円	85,263件	16.7億円
		過払い	167件	89万円	5,523件	2,088万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	3件	154万円	183件	3.4億円
		過払い	1件	9万円	124件	161万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	157件	2.8億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	未払い	4件	3,297万円	5件	4,192万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39、項番40は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和3年10月分の事務処理誤り一覧(1～14ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～11
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 12～15
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号 16～35
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号 36～50
5. 年金給付関係	9P	整理番号 51～93

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(15～18ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2021年4月22日	2021年9月8日	○担当部署で確認したところ、委託業者における資格取得届の報酬月額の確認不足により、誤った報酬月額を入力したため、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
2		説明誤り	埼玉	越谷	2021年8月16日	2021年9月1日	○事業所から問合せがあり、資格取得届を受理する際の標準報酬月額の等級区分の確認が不足し、標準報酬月額について誤って説明していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、標準報酬月額の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1事業所	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年9月4日	2021年9月1日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届の処理における確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届における標準報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
4	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2021年6月21日	2021年9月15日	○市区町村から連絡があり確認したところ、被扶養者異動取消届の処理時の確認が不足し、国民年金担当部署への連絡を不要としたため、国民年金第3号被保険者の取消処理がされず、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料は返納処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動取消届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	33,220
5	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2021年7月29日	2021年8月24日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時の確認が不足し、70歳以上被用者該当処理のみ行うところ、誤って健康保険の資格取得を処理し、健康保険証を発行していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、健康保険証は返納いただきました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6			東京	北	2020年8月19日	2021年8月16日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届の確認不足により、標準報酬月額を誤って決定したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	47,554
7	厚生年金適用関係届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2021年4月28日	2021年9月10日	○担当部署で確認したところ、育児休業等取得届に関する届出処理時の確認が不足し、誤った育児休業期間を決定していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、育児休業等取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8			栃木	宇都宮西	2019年7月10日	2021年7月26日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入受付時の合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、誤って高齢任意加入を決定し、保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。高齢任意加入の決定を取消し、保険料は還付しました。 ●担当部署において、高齢任意加入受付時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所1名	過徴収	393,927

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2021年 4月7日	2021年 6月30日	○担当部署で確認したところ、新規適用届の処理時の確認不足により、誤った事業所整理記号により処理したため、誤った事業所整理記号が記載された健康保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った健康保険証は返納いただき、訂正処理を行い正しい健康保険証を発行しました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
10	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	大阪	大阪広域 事務センター	2021年 9月14日	2021年 9月16日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様宛の文書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
11	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	東京広域 事務センター	2019年 1月24日	2021年 10月19日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理における確認不足により、賞与支払届の処理がされていないため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	182,553

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
12	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	東京	板橋	2021年 9月17日	2021年 9月21日	○担当部署で確認したところ、納付書作成の際の確認が不足し、納入告知前である保険料の納付書を作成して領収したため、保険料の過徴収があることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書の作成における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	68,400
13	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	渋谷	2021年 3月29日	2021年 4月6日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の書類を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した書類は回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
14			高知	高知西	2021年 9月10日	2021年 9月13日	○事業所から問合せがあり、納入告知書の送付先を登録する際確認が不足し、誤った送付先を登録したことから、納入告知書を別の事業所に送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した納入告知書は回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、送付先を登録する際確認を徹底するよう周知しました。	6事業所	なし	0
15	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	藤沢	2020年 11月17日	2021年 7月9日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入被保険者の加入状況の確認が不足し、保険料が納付期限までに納付されていないにも関わらず、督促状が未発行となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い督促状を発行しました。 ●担当部署において、高齢任意加入被保険者の加入状況の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	国民年金資格取得届の誤り	説明誤り	東京	千代田	2021年 7月19日	2021年 8月27日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に国民年金加入の案内が漏れたため、お客様が希望する月からの前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をすよう依頼しました。	1名	なし	0
17	国民年金資格喪失届の誤り	説明誤り	沖縄	那覇	2020年 7月18日	2021年 9月14日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金資格喪失の案内を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をすよう依頼しました。	1名	過徴収	343,140
18	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	1968年 4月頃	2021年 6月18日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
19			大阪	平野	1986年 4月1日	2021年 7月28日		1名	なし	0
20			大阪	平野	1994年 1月1日	2021年 7月28日		1名	なし	0
21			広島	広島東	1974年 4月頃	2021年 8月3日		1名	なし	0
22			広島	広島西	1991年 9月2日	2021年 8月10日		1名	なし	0
23			京都	下京	2017年 8月3日	2021年 9月7日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	199,020
24			香川	高松西	2019年 4月3日	2021年 8月17日	○機構本部から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,810
25			東京	立川	2018年 8月27日	2021年 9月16日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	199,840

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
26	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	立川	2019年 10月8日	2021年 9月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書処理時の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書処理時の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
27		説明誤り	福岡	西福岡	2021年 4月28日	2021年 9月3日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、高齢任意加入の手続きが必要であったにもかかわらず、海外任意加入のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
28			神奈川	厚木	2018年 7月19日	2021年 8月17日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
29			福岡	西福岡	2017年 8月29日	2021年 8月11日		1名	なし	0
30			福岡	久留米	2020年 2月10日	2020年 5月21日	○担当部署で確認したところ、海外転出の際に海外転出日で国民年金任意加入の手続きをするよう案内すべく、案内が漏れたため、お客様の希望する月からの任意加入ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
31	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2019年 7月24日	2021年 3月18日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	99,860
32		説明誤り	神奈川	平塚	2015年 8月頃	2021年 7月27日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者該当届の提出が可能であったにもかかわらず、提出できないと誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
33	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	所沢	2021年 11月2日	2021年 11月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金の適用勸奨状を作成する際確認不足により、誤った基礎年金番号が記載された国民年金の適用勸奨状を送付していることが判明しました。 ●担当部署において、誤った勸奨状の回収を進めるとともに、お客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金の適用勸奨状を作成する際の内容確認を徹底するよう周知しました。	367名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2021年 4月20日	2021年 8月5日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者において封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。</p>	2名	なし	0
35	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	京都	事務センター	2020年 11月26日	2021年 10月8日	<p>○年金事務所から連絡があり、委託業者において年金記録照会申出書の受付処理を行う際の確認が不足し、別の届書の添付書類として受付登録を行ったため、処理がもれていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。</p> <p>●委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。</p>	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
36	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	事務センター	2019年 9月9日	2021年 6月4日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、誤った免除区分で処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	兵庫県	加古川	2007年 3月13日	2021年 7月5日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認が不足し、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38			兵庫県	加古川	2004年 4月15日	2021年 7月14日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,830
39			鹿児島県	奄美大島	1996年 4月25日	2021年 6月28日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しない期間を法定免除と処理していたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	3,560
40			群馬県	高崎広域事務センター	2018年 5月15日	2021年 8月23日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しない期間を法定免除と処理していたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	146,340
41	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪府	天王寺	2021年 2月22日	2021年 6月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の提出があった際、既に金融機関に提出済みであると誤認し、国民年金保険料口座振替納付申出書を受付しなかったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書を受付する際の提出状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
42		説明誤り	大阪府	堺東	2021年 3月11日	2021年 4月22日	○お客様から問合せがあり、口座振替の振替方法の変更を案内する際、国民年金保険料口座振替納付申出書に振替方法のみ変更する旨を記載するよう案内すべきところ、案内を漏らしたため、お客様の希望する期間の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
43	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京都	東京広域事務センター	2021年 3月9日	2021年 7月19日	○年金事務所から連絡があり、クレジットカード納付申出書を処理する際、委託業者への入力委託を漏らしたため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	383,810
44		説明誤り	埼玉県	浦和	2021年 2月22日	2021年 6月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付申出書の案内をする際、クレジットカードの有効期限の到来時は手続きが必要であるにもかかわらず、その案内を漏らしたため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付について必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
45	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	東京	練馬	2021年 3月22日	2021年 6月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジット納付の手続きをする際に、立替納付時期について誤って案内したため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付についての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
46	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2021年 10月1日	2021年 10月5日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認が不足し、誤って他のお客様へ国民年金保険料免除・納付猶予申請書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した国民年金保険料免除・納付猶予申請書を回収しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
47	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	東福岡	2020年 7月8日	2021年 9月1日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
48			鹿児島	鹿児島北	2017年 12月28日	2021年 8月30日		1名	なし	0
49			岡山	岡山広域 事務センター	2020年 4月7日	2021年 10月12日		1名	なし	0
50			新潟	新発田	2021年 3月22日	2021年 9月8日		1名	過徴収	15,130

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
51	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	1999年 6月10日	2020年 12月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	197,663
52		説明誤り	愛知	中村	2021年 8月11日	2021年 8月12日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求時の添付書類の確認不足から、委託社会保険労務士が不要な添付書類を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
53	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	1994年 9月29日	2021年 1月28日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合期間の確認不足から、年金決定時に共済期間を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	26,296
54	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	三重	四日市	2012年 4月5日	2021年 5月11日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定したため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	182,540
55			大阪	枚方	2016年 1月21日	2020年 12月17日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から国民年金第1号被保険者期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	61,845
56			福岡	西福岡	2018年 10月18日	2021年 6月22日	●担当部署において、年金決定時の配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	52,253
57			京都	京都南	1995年 3月9日	2021年 5月31日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害基礎年金受給中のため国民年金が法定免除となる期間を保険料納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	579,782
58			北海道	北見	1988年 7月28日	2021年 4月20日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退一時金支給期間を厚生年金被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	88,434
59			愛媛	今治	1994年 2月17日	2021年 5月26日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、年金は選択により全額支給停止中であつたため、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
60	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2015年1月8日	2021年6月30日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	87,785
61			北海道	北見	2013年5月29日	2021年5月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	18,959
62			愛媛	松山西	1998年9月3日	2021年6月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	63,253
63			長野	岡谷	2000年7月27日	2021年5月27日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	79,283
64	振替加算の説明誤り	説明誤り	宮城	仙台南	2014年9月3日	2021年5月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金相談時の確認不足から、振替加算の加算対象となるため、老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出を案内する必要があるにもかかわらず案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	131,283
65	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	山形	山形	2014年10月7日	2020年12月28日	○担当部署において確認したところ、遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	未払い	6,494,176
66			徳島	徳島北	2020年5月27日	2021年4月21日	○担当部署において確認したところ、障害年金受給権の有無の確認不足から、障害年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
67	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2021年9月2日	2021年9月22日	○担当部署において確認したところ、年金決定状態の確認不足から、遺族共済年金を決定した方に対し、再度遺族共済年金を決定し、年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した年金証書を回収しました。 ●担当部署において、遺族共済年金決定時には支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
68	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	2002年 12月12日	2021年 2月24日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、長期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件の遺族厚生年金を決定していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,296
69			香川	高松東	1997年 11月13日	2021年 3月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、遺族年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,988,828
70			鹿児島	鹿児島南	2002年 11月6日	2021年 3月19日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、短期要件の遺族共済年金の支給を受けていたため、遺族厚生年金は不支給とすべきところ誤って決定していたことにより、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取消処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	123,927
71			京都	京都西	1985年 7月20日	2020年 7月30日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、遺族年金決定時に厚生年金の被保険者期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,361,173
72	障害年金の受給要件等の誤り	入力誤り	本部	障害 年金センター	2019年 12月13日	2021年 8月12日	○担当部署において確認したところ、障害状態審査時の確認不足から、障害状態1級と認定されていたにもかかわらず、障害状態2級として処理を行っていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害状態審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	390,516
73			本部	障害 年金センター	2021年 7月19日	2021年 9月27日	○お客様から問合せがあり、申出による住所変更処理時の確認不足から、住所の番地の入力を誤ったため、支給額変更通知書等が届いていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。正しい住所を記載した支給額変更通知書等を送付しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
74			説明誤り	岡山	倉敷東	2020年 8月28日	2021年 1月27日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、障害年金の事後重症請求ができる方に対し、事後重症請求ができることを案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
75	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年10月12日	2021年5月28日	○担当部署において確認したところ、年金決定時の確認不足から、遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している方の選択処理を誤り、遺族厚生年金を支給停止すべきところその処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、決定時の選択処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	176,787
76			秋田	秋田	2020年11月16日	2021年3月25日	○お客様から問合せがあり、傷病手当金の支給状況の確認不足から、傷病手当金の受給を考慮しないで、お客様の意向とは異なる年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	96,975
77	返納金額の誤り	説明誤り	東京	墨田	2021年6月21日	2021年8月16日	○お客様から問合せがあり、返納方法の確認不足から、お客様の意思と異なる返納金額で返納方法申出書を受付したため、本来よりも多い金額の返納告知を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい金額にて返納の告知を行いました。 ●担当部署において、返納方法を案内する際は、お客様の意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
78	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2021年6月18日	2021年8月30日	○お客様から問合せがあり、死亡日の確認不足から、未支給年金請求書を受付する際、請求書に記載された死亡年月日が誤っていることの確認を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の死亡日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	103,593
79	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	1960年3月25日	2020年12月17日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	230
80	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2013年2月7日	2021年3月5日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	911,918
81			石川	金沢広域事務センター	2021年6月18日	2021年9月14日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理不要としたため、年金振込先口座の変更処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、処理不要時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,576

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
82	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2021年 7月9日	2021年 8月26日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理不要としたため、年金振込先口座の変更処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。なお、年金に未払いはありませんでした。 ●担当部署において、処理不要時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	東京	八王子	1994年 11月17日	2021年 4月20日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	157,672
84	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2021年 9月1日	2021年 9月8日	○担当部署において確認したところ、確認不足から、過去に死亡一時金を支給済みの方に対し再度支払ったため、過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	270,000
85			広島	三原	2021年 4月28日	2021年 7月2日	○事務センターから連絡があり、確認不足から、過去に死亡一時金を支給済みの方に対し再度支払ったため、過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	220,000
86	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	新潟	新潟東	2019年 11月20日	2020年 12月9日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、障害年金請求書を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	35,030
87			大阪	堺東	2020年 5月21日	2020年 9月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、障害年金額改定請求書を提出する際に年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,060
88	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	相談・サービス推進部	2021年 8月25日	2021年 9月30日	○お客様から問合せがあり、委託業者がお客様に送付すべき被保険者記録回答票を送付していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。被保険者記録回答票を送付しました。 ●委託業者に対し、送付依頼のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
89	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	兵庫	2021年 10月12日	2021年 10月12日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った記載内容の受付控を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
90	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	愛知	昭和	2021年 9月27日	2021年 9月29日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った記載内容の受付控を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
91			三重	四日市	2021年 3月5日	2021年 9月6日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、誤った記載内容の受付控を交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控を回収し、正しい受付控を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
92	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	東京	足立	2015年 9月18日	2020年 9月23日	○担当部署において確認したところ、街角の年金相談センターにおいて、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、未支給年金請求書等の処理を行いました。 ●街角の年金相談センターにおいて、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
93			長野	小諸	2021年 1月頃	2021年 6月11日	○お客様から問合せがあり、市区町村の届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●市区町村の担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、障害年金請求書の処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	3名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合には、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があるが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
26	遺族厚生年金の決定時における短期・長期要件の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合(短期要件)または厚生年金を受け取るための必要な加入期間を満たした方が死亡した場合(長期要件)に、その遺族が受け取ることができる。 ○遺族厚生年金の年金額は短期要件、長期要件で決定するかによって、年金額が変わる。 ○短期要件及び長期要件の双方を満たした場合には、遺族がどちらの要件で決定するか選択する。 ○その際は、年金額の試算を行ったうえで遺族に示すことで選択いただくが、この際の説明に誤りがあり、年金額が低額な要件で決定した結果、遺族厚生年金に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。

項番	事象	概要
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<p>○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。</p> <p>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システム的に長短を比較し判定している。</p> <p>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。</p> <p>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。</p>
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	<p>○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。</p> <p>○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。</p> <p>○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。</p> <p>○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。</p>

項番	事象	概要
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	<p>○遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。</p> <p>○また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合期間を登録しておく必要がある。</p> <p>○しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。